

新法紹介

- 1 「中華人民共和国婦女權益保障法」改正
- 2 「個人商工業者發展促進條例」
- 3 「外商投資獎勵產業リスト（2022年版）」
- 4 「新型コロナ感染症予防制御措置の更なる最適化、疫病予防制御作業の科学的・的確な実施に関する通達」

一、公布済の新規法令

1 「中華人民共和国婦女權益保障法」改正

2022年10月30日に、改正婦女權益保障法（以下「改正法」という）が第13期全国人民代表大会常務委員会第37回會議で可決、公布され、2023年1月1日より施行される。今回の改正では、男女平等を基本とした国の方針を全面的に規定している。

改正法の総則では、男女平等を促進し、女性に対するいかなる方式による差別待遇、法に基づく女性の各種権利に対する排除・制限を禁止するために、国として必要な措置を講じる旨を明確にし、また各章において女性の権利及び利益を保障するための具体的な制度や規定が整備されている。日系企業にかかわりが深い労働分野において、特に使用者の立場で注目すべき内容としては、主に以下の内容が挙げられると思われる。

- ① 労働分野における男女差別をなくすために、使用者は、セクハラ予防・禁止のために、関連規則・制度の具備、教育・訓練活動の実施、クレーム・問合せの電話やメールの設置等を含む措置を講じなければならない（改正法第25条）。
- ② 使用者は、定期的に女性従業員のために女性特有の疾病に関する検査その他の健康診断を手配しなければならない（同法第31条）。
- ③ 使用者は、従業員募集・採用の過程において、国の規定で別途定める場合を除き、女性に対して差別的扱いをしてはならず、また女性従業員との労働契約又はサービス協議書に女性従業員に対する特殊保護の条項を入れる必要があり、女性従業員の結婚・出産等を制限する条項を入れてはならないとされている（同法第43条、第44条）。
- ④ 求人募集、採用、昇格、昇級、専門技術の職位、職務の評価、研修、解雇等の過程における使用者の性差別行為について、労働保障監察の範囲に含ませるとされている（同法第49条）。
- ⑤ 女性従業員の出産を保障するために、妊娠中及び法に基づき産休を受けている間に労働契約又はサービス協議が期限満了となった場合、当該労働契約又はサービス協議が自動的に産休満了

までに延長される（ただし、使用者又は女性従業員が法に基づき当該労働契約又はサービス協議を解除・終了する場合を除く）としている（同法第48条）。

⑥ 使用者は国の定年退職制度を実行する時に、性別を理由として女性従業員に対して差別的扱いをしてはならない、とされている（同法第48条）。

⑦ 使用者が上記各条項に違反した場合には法に基づく責任を負うが、改正法では、特に43条、48条の定め違反した場合、人的資源及び社会保障部門は、当該使用者に是正命令を下し、是正が拒まれた又は情状が重い場合、1万元以上5万元以下の罰金を科す旨を定める（同法第83条）。

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2022-10/30/content_5722636.htm

（全国人民代表大会常務委員会2022年10月30日公布、2023年1月1日施行）

2 「個人商工業者發展促進條例」

國務院は2022年10月25日に、「個人商工業者發展促進條例」を公布し、2022年11月1日より施行する。本条例では、個人商工業者に対して平等な市場参入、公平待遇の原則を実行し、個人商工業者の財産権、自主經營權等の合法的權益が法に基づき保護され、いかなる機構及び個人も侵害し又は不法に妨害してはならないと明確にされた。個人商工業者は自ら經營者を変更し、又は企業への組織変更を実施できることになり、經營者を変更する場合、行政登記機關に直接に変更登記を申請することができ、企業への組織変更を実施する場合、法に基づき納付すべき税金を支払い、既存の債権債務を適切に処理しなければならないとされている。更に、本条例によれば、政府及び関連行政部門は、市场主体登記、年次報告サービス、經營場所の供給、資金、財政及び税、金融、社会保障、起業・就労、デジタル化發展、知的財産権保護、經營が困難な事業者への補助・支援等の方面で個人商工業者をサポートするとされている。

URL：http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/25/content_5721592.htm

（國務院2022年10月25日公布、2022年11月1日施行）

3 「外商投資獎勵產業リスト（2022年版）」

国务院の承認を得て、国家発展改革委員会並びに商務部は、2022年10月28日に「外商投資奨励産業リスト（2022年版）」（以下「2022年版リスト」という）を発表した。2022年版リストは、2023年1月1日からの適用開始となる予定で、同時に現行の2020年版リストは廃止される。

外商投資奨励産業リストは、外国投資家からの投資を歓迎・奨励する分野を明らかにするもので、一般的に中国の当局が外国の技術や知見を吸収し強化したい分野又は未だ十分に発展していないと考える分野が列挙されており、もし該当する分野の外国投資家が中国進出する場合、進出先の地方次第では補助金や減税等の優遇策を享受できる。

2022年版リストは、現行の2020年版の形式に従い、全国向けの全国版奨励リストと中西部、東北地区及び海南省向けの中西部地区版奨励リストに分けて制定されており、全国版が519種類、中西部版が955種類の合計1474種類からなっている。そのうち全国版奨励リストでは今回新たに39種類が追加、85種類が変更され、中西部版では、同じく200種類が追加、82種類が変更されている。今回の更新では、以下の3つが主な変更点として挙げられる。

- ① 引き続き最先端の製造業やハイテク分野への外資導入を積極的に奨励し、産業チェーン・サプライチェーンのレベルアップや技術革新やアップグレードを目指している。
- ② 引き続き現代サービス業への外資導入を奨励し、サービス業の質の向上やサービス業と製造業の融合発展を重点的に取り上げる。
- ③ 引き続き中西部地区及び東北地区の優勢産業への外資導入を積極的に奨励し、地域の特性を踏まえた成長と発展が急務な産業分野の新規追加が目立つ。

更に外商投資奨励リストに記載された業界に進出する場合、以下3つの優遇措置を受けることができる。

- ① 投資総額内で輸入される自社用設備について関税が免除される（国の規定によって免税されない製品を除く）
- ② 用地における奨励類工業プロジェクトに対して土地を優先的に供給される。
- ③ 西部地区及び海南省における奨励類の産業に投資する場合に、更に企業所得税の15%の軽減税率の優遇を受ける。

URL

:

<http://www.mofcom.gov.cn/article/xwfb/xwrcw/202210/20221003363087.shtml>

（国家発展改革委員会及び商務部2022年10月28日公布、2023年1月1日施行）

4 「新型コロナ感染症予防制御措置の更なる最適化、疫病予防制御作業の科学的・的確な実施に関する通達」

国务院新型コロナ共同予防抑制メカニズム総合チームは、2022年11月11日に、新型コロナ感染症予防制御措置をさらに最適化するための計20項目の具体的施策を定める通達を発表した。主な内容として、以下のものが挙げられる。

- ① 濃厚接触者に対して、従前の「7日間集中隔离+3日間在宅健康管理」を「5日間集中隔离+3日間在宅健康管理」に変更し、その間はQRコードで管理し、外出不可とする。集中隔离の1日目、2日目、3日目、5日目及び在宅健康管理の1日目、3日目にそれぞれ一回のPCR検査を実施する。
- ② 二次接触者の判定を設けない。
- ③ 高リスク地域の人については、「7日間集中隔离」から「7日間在宅隔離」に変更し、その間にQRコードで管理し、外出不可とする。在宅隔離の1日目、3日目、5日目、7日目にそれぞれ一回のPCR検査を実施する。
- ④ リスク地域の区分について「高・中・低」の3種類を「高・低」の2種類に調整し、管理される対象者を極力限定する。高リスク地域に5日間連続で新たな感染者が発見されていない限り、低リスク地域に格下げをする。
- ⑤ クローズドループで作業を終了した高リスク職種の従業員について、「7日間集中隔离または7日間在宅隔離」を「5日間在宅健康管理」に変更し、その間にQRコードで管理し、外出する必要がある場合は、人が集まっている公共場所を避けて、公共交通機関を利用しないようにすると求める。
- ⑥ 原則上、行政区域における全員に対するスクリーニング検査をしない。
- ⑦ 入国するフライトのサーキットブレーカー制度を廃止し、搭乗前48時間以内に2回PCR検査陰性の要件を、搭乗前48時間以内に1回PCR検査陰性に変更する。
- ⑧ 入国する重要なビジネスマンやスポーツチームは、隔離のないクローズドループ管理（バブル方式）にて、ビジネス、トレーニング、競技活動を行い、当該期間は健康コードによる管理を行い、管理区域からの外出は不可とする。
- ⑨ 入国者に対して、「7日間集中隔离+3日間在宅健康管理」から「5日間集中隔离+3日間の在宅隔離」に変更し、この間にQRコードで管理し、外出不可とする。最初の入国地での隔離終了後、入国者は目的地での隔離を再度行わない。PCR検査は、

集中隔离の1日目、2日目、3日目、5日目と在宅隔離の1日目、3日目にそれぞれ一回実施する。

上記の内容以外、医療資源の建設、新型コロナワクチンの接種、新型コロナ治療用の医薬品の貯蔵、重要な組織機構や重要な人的グループに対する重点的保護の強化等も本通達にて発表された。

URL : http://www.gov.cn/xinwen/2022-11/11/content_5726122.htm

(国务院新型コロナ共同予防抑制メカニズム総合チーム2022年11月11日公布、同日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。